

北海道栗山高等学校 スクールミッション

【教育の目的(教育基本法)】 ①人格の形成 ②平和的社会の形成者

【国の指針(教育振興基本計画)】

- ①自立・・・個性・能力を伸ばし、人生を主体的に切り拓く
- ②協働・・・多様性を尊重し、支え、高め合う
- ③創造・・・新たな価値を創造

【北海道が目指す教育(教育推進計画)】

- ①自立・・・自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む
- ②共生・・・ふるさとへの誇りと愛情を持ち、これからの社会に貢献し、共に支え合う

【国・道の教育動向】

- ・新学習指導要領・・・R4～年次進行で実施 学習の3要素 主体的で対話的で深い学び 3観点評価 令和の日本型学校教育の推進
- ・高大接続改革・・・R3～大学入学者選抜開始
- ・学校における働き方改革・・・R4～働き方改革推進事業の受入

【栗山高校の魅力】

- ①進路実現に向けた教育課程の編成(2年生からの選択授業の開設)
- ②教育課程に商業科目を設定して各種資格取得
- ③栗山町からの手厚い支援(各種検定補助、部活動遠征支援、海外研修、入学支援金等補助)
- ④恵まれた施設設備(各競技スペースの確保、近代的な各室、バリアフリー、エレベーター)
- ⑤学校運営協議会(CS)の設置 平成29年

<令和3年度学校評価>

	成 果	課 題
自己評価	・情報発信・広報活動 ・学校経営方針の実現 ・教職員の協働制の向上	・校内研修の充実 ・ICTを活用した授業改善 ・多様な進路実現への対応
関係者評価	・地域、関係機関との連携 ・学校情報の積極的な発信 ・課題解決に向けた対応策	・授業改善の継続 ・生徒の実態に即した対応 ・生徒確保2間口の維持

【目指す学校像】

- ①確かな学力と実践力が身につく学校
- ②基本的な生活の習慣が身につく学校
- ③豊かな心と健やかな体を育てる学校
- ④自らの資質を高め進路実現する学校
- ⑤介護・福祉の実践力が身につく学校
- ⑥郷土の自然・文化を探究する学校

【栗山高校の存在意義や社会的役割等】

「スクールミッション」

生徒の興味・関心、進路希望等に応じて柔軟に教育課程を編成し、個々の進路実現に向けて必要な能力や態度を身に付けた生徒の育成

【学校教育目標】

- 真理を求め、創造性豊かな人になろう。
- 視野を広め、皆んなの幸せを考える人になろう。
- 心身を鍛え、自ら実践する人になろう。

【アドミッション・ポリシー(入学希望生徒の方針)】

- 1 高校で学ぶ動機が明確であり、実現に向け努力を惜しまない生徒
- 2 地域の自然や文化及び介護・福祉に興味関心を持ち、主体的に取り組む生徒
- 3 豊かな人間性や社会性を培い、充実した学校生活を送る生徒

【教育課程の方針】

- ①生徒の実態や進路希望、地域社会の要望等を踏まえた調和のとれた教育課程を編成する。
- ②豊かな人間性を育てる特別活動等を充実させ、学校生活を豊かで潤いのあるものにする。

【育成を目指す資質・能力】

- ①主体的に知性を磨き、豊かな情操を身につける生徒
- ②豊かな自然に親しみ、強固な心身を鍛えていく生徒
- ③勤労を愛し、奉仕の精神を持ち社会貢献できる生徒

【学校運営協議会(コミュニティースクール)】

「連携」・「協働」・「熟議」

【指導の重点事項】

【学習指導】

- ①生徒の実態を踏まえ、能力適性に応じた学習指導に努める。
- ②基礎基本の学力向上を図り、きめ細やかな学習指導に努める。
- ③学ぶ意欲と興味・関心を喚起する学習指導の工夫に努める。
- ④支援を必要とする生徒に対し、組織的な学習支援に努める。

【生徒指導】

- ①社会に繋がる生活態度を身につけさせる指導に努める。
- ②お互いを認め合う協調性と自主的活動を促す指導に努める。
- ③様々な組織との連携を図り、全校で効果的な指導に努める。
- ④家庭や地域との関わりを深め、生徒の健全な育成に努める

【進路指導】

- ①計画的な進路学習により自己理解による進路指導に努める。
- ②生徒に目標設定させ、意欲の高揚を促す進路指導に努める。
- ③保護者との連携を図り、適切な情報の提供や指導に努める。
- ④進路達成に向け進学講習、資格取得、検定の実施に努める。

【健康安全指導】

- ①心身の健康意識を高揚させ健全な生活習慣の育成に努める。
- ②自他の人格と生命を尊重し安全意識と態度の育成に努める。
- ③各種の定期健康診断に基づき、調査と相談の充実を努める。
- ④生徒の自主活動による環境美化と保健意識の高揚に努める。

【魅力ある学校づくり】

- ①教育活動の積極的な情報等の発信
- ②栗山町教育委員会との連携・協働
- ③地域事業への積極的な参加の推進
- ④学校運営協議会(CS)の連携・協働・熟議の推進

【教職員の資質能力向上】

- ①校内研修、公開授業の実施
- ②校外研修への積極的な参加
- ③法令遵守、説明責任意識化

【教職員の服務】

①職務上の義務(地方公務員法 第32・35条) ②身分上の義務(地方公務員法 第33・34・36・37・38条) ③不祥事防止、根絶の徹底 ④体罰が起きない職場環境づくり ⑤飲酒運転、酒気帯び運転の根絶 ⑥働き方改革の推進

【校内での教職員協働】

①職責の使命感、服務規律の保持 ②自己目標・自己評価の課題解決 ③専門性、プロとしての意識高揚 ④共通理解、協働による業務実践 ⑤学校経営に向け参画意識の高揚 ⑥職員自ら健康管理の徹底